



当企企第145号
令和4年8月4日

特定非営利活動法人ゆめの種子トープ
理事長 堀江 三千代 様

当別町長 後 藤 正 洋

要望書について（回答）

令和4年7月5日付けで再要望のありましたこのことについて、次のとおり回答いたします。

記

1 役場庁舎「新設構想」における候補地について

新庁舎建設検討委員会では、まだ建設候補地についての具体的な検討には至っておりませんが、当該跡地の利活用については、庁舎建設基本構想（素案）におけるパブリックコメントでも意見として出てきておりますので、検討委員会の中で提示しております。

新庁舎の建設候補地には、様々なご意見がありますので、要望書の意見も含め、今後の検討委員会の中での参考意見として提示いたします。

2 生涯学習施設としての活用について

耐力度調査は、建物の構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響項目を調査し、建物の老朽化を10,000点満点で総合的に評価するものです。平成29年度に実施した直近の当該調査結果では、当該施設は、普通教室棟（北校舎）を除き、文部科学省の基準である4,500点以上を満たしておらず、危険建物の扱いとなっております。

なお、当該跡地については、現時点において新庁舎の建設候補地であることから、この方向性が整理されたのち、利活用の方策によっては大規模な施設改修が想定されることを踏まえ、町全体のまちづくりと効率的な行財政運営を考慮し、具体的な検討を進めます。

3 指定緊急避難場所、指定避難所の確保について

「体育館を中心に」としている理由については、避難者は基本、体育館で避難生活を行うこととなりますが、感染症等を罹患されている方や乳幼児など集団で生活することが困難な避難者には、別途居住スペースを確保する必要性が生じるため、その際は各教室を使用する可能性があることから、このように表現しております。

なお、当該跡地の利活用が決定するまでは、上記の方針で進めます。

4 「拠点ターミナル（バスセンター）」としての活用について

貴法人から提出のあった要望書には、【「拠点ターミナル（バスセンター）」として学校跡敷地を活用すること。】とあります。今回の再要望にて、初めてグラウンド用地の利活用について提言されていると解したところですが、現時点において、当該用地を乗合バスの旅客の乗降のため、乗合バス車両を同時に2両以上停留させることを目的とした施設である「バ

スターミナル（又はバスセンター）」として活用する予定はありません。

5 町民間における「議論の場」の設置について

当該跡地は、前述のとおり、新庁舎建設の候補地となっております。この候補地からの除外後に具体的作業に入れるよう、教育委員会において課題の把握や利活用の考え方などを整理し、準備を進めます。

(企画部企画課企画係)